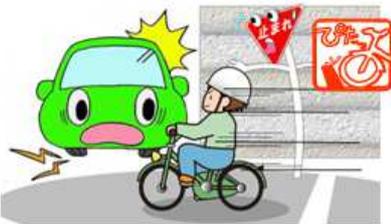


中学生でも違反は違反

260213

交通違反による交通反則通告制度が4月1日から実施されます。青切符が適用されるのは、16歳以上が対象となっていますが、**自転車の交通違反に年齢制限はありません。中学生でも違反は違反です！** 自転車を利用して、交通事故の加害者となれば「高額賠償」が発生します。そうならないためにも、自転車の乗り方には常に注意をしましょう。特に**歩行者に配慮した乗り方**を心掛けましょう。

自転車の**主な違反**と**反則金**

<p>スマホ等のながら運転 反則金 12,000円</p> 	<p>遮断踏切立入り 反則金 7,000円</p> 
<p>信号無視 反則金 6,000円 (※点滅信号は5,000円)</p> 	<p>右側通行(通行区分違反) 反則金 6,000円</p> 
<p>指定場所一時不停止 反則金 5,000円</p> 	<p>無灯火運転 反則金 5,000円</p> 
<p>傘さしや大音量でのイヤホン等 使用運転 (公安委員会遵守事項違反) 反則金 5,000円</p> 	<p>並進 反則金 3,000円</p> 